

労働時間適正管理者検定 特別認定講習／テキスト・レジュメ訂正情報

労働時間適正管理者検定 講義テキスト【2023年4月改訂版】

(2023年 労働時間適正管理者検定 特別認定講習 講義使用教材)

(2023/05/08 現在)

2023年 労働時間適正管理者検定 特別認定講習の講義使用教材である「労働時間適正管理者検定 講義テキスト【2023年4月改訂版】(RU23791)」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

・ 2023/05/08 更新分… p.1

【2023/05/08 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	(6) 法定労働時間外の労働が 60 時間を超える場合の割増賃金 本文 2~3 行目	<u>ただし、中小企業については、当分の間 2 割 5 分以上の割増賃金を支払えばよいとする特例が設けられている。</u>	※全文削除
訂正	P84 実務上のポイント 2 つ目の「・」 4 行目	…、それぞれのケースによる（労働基準法上の賃金の消滅時効は <u>2 年間</u> ）。	…、それぞれのケースによる（労働基準法上の賃金の消滅時効は <u>3 年間</u> ）。
	訂正箇所	訂正内容	
訂正	P85 参考 ：消滅時効（労働基準法 115 条）	下記に差し替え	

参考：消滅時効（労働基準法 115 条、法附則 143 条 抄）

この法律の規定による賃金の請求権はこれを行行使することができる時から 5 年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行行使することができる時から 2 年間行わない場合においては、時効によって消滅する（労働基準法 115 条）。

第 115 条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行行使することができる時から 5 年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行行使することができる時から 5 年間、この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）の請求権はこれを行行使することができる時から 3 年間」とする（法附則 143 条 抄）。

→したがって、賃金不払い残業の請求があった場合、その支払う期間は原則として、最大で 3 年分となる。なお、賃金不払いについては罰則が設けられており、労働基準法 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）の規定に違反した事業主は、労働基準法 119 条（罰則）により、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。

以上